

保険料の軽減割合が拡大されます。

後期高齢者医療保険料の新たな軽減措置が決定されました。

- 7割軽減対象者については、一律8.5割軽減となります。
 - 賦課のもととなる所得金額が、58万円(単身世帯で年金収入211万円)までの方は所得割を一律5割軽減となります。
- ※対象となる方には、減額後の保険料のお知らせを8月以降に送付いたします。

■後期高齢者医療保険料比較表(単身世帯)

単位:円

(単身世帯) 年金収入	現 行			新しい軽減措置後		
	均等割額	所得割額	合計	均等割額	所得割額	合計
	48,440	8.8%		48,440	8.8%	
627,000		0	14,532		0	7,200
1,530,000	14,532 (7割軽減)	0	14,532	7,200 (8.5割軽減)	0	7,200
1,680,000		13,200	27,732		6,600	13,800
1,763,000	38,752 (2割軽減)	20,504	59,256	38,752 (2割軽減)	10,252	49,004
2,030,000		44,000	82,752		22,000	60,752
2,110,000		51,040	99,480		25,520	73,960
2,200,000	48,440	58,960	107,400	48,440	58,960	107,400

新しい軽減措置後の所得割は、年金収入2,110,000円までは、4.4%となります。

※保険料は、世帯構成等によって異なります。詳細は市役所窓口、または後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

年金天引きから口座振替に替わることができるようになりました。

保険料について、次の方は、申し出により保険料を口座振替によりお支払いいただくことができるようになりました。

- ①国民健康保険の保険税を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- ②世帯主又は配偶者がいる方(本人:年金収入が180万円未満の方)でその口座振替により納付する場合

※8月20日までに申し込みされた方は、10月分から年金天引きが停止されます。それ以降に申し込みをされた方は、12月以降の分から年金天引きが停止されます。

お問い合わせ先

国民健康保険課老人医療係 TEL.973-3202

後期高齢者医療広域連合 TEL.963-8011